

令和 7 年 度

岡山県危険物取扱者保安講習会実施要項

この講習は、消防法第13条の23及び危険物の規制に関する規則第58条の14の規定により、岡山県知事が行う講習であり、次のとおり実施します。

1 受講対象者

危険物取扱者免状（甲種、乙種及び丙種）の交付を受けている者で、製造所等の危険物施設において、危険物の取扱作業（保安監督を含む。）に従事している者です。

2 講習科目

- (1) 危険物関係法令に関する事項
- (2) 危険物の火災予防に関する事項

3 講習日時

右欄「岡山県危険物取扱者保安講習会日程表」のとおり

4 受付期間（受付最終日消印有効）

右欄日程表に記載

※受付期間以外に届いた申請書は、原則、申請者負担で返送します。または受付順位を最後といたします。

5 申込方法

一般社団法人岡山県危険物安全協会連合会、消防本部・消防署に備えてある所定の申請書に必要事項（受講票葉書の宛名を含む。）を記入し、5,300円相当額の納付済証シールまたは納付済証（原本）を貼付して下記あてに送付または持参してください。

・郵送の場合は、封筒に「危険物取扱者保安講習受講申請書」と朱書してください。

郵送先 一般社団法人 岡山県危険物安全協会連合会

（〒700-0823 岡山市北区丸の内2-12-20 内山下ビル3階）

・持参される時は、職員が不在の場合がありますので、来所の前にご一報ください。（TEL 086-232-4806）

6 会場の指定と受講票

- (1) 希望する講習日が定員に達した場合は、希望日を変更する場合がありますので、あらかじめご承知おください。受付期間中、随時空席状況を当連合会ホームページ（URL：<http://www.okakiren.org>）でお知らせします。
- (2) 右欄の日程表に記載しているとおり、それぞれの期日までに、受講場所と受講日時を指定した受講票（はがき）を送付します。期日までに受講票が届いていない場合は、至急当連合会までご連絡ください。

7 受講上の注意

- (1) 受講者には、受講証明として危険物取扱者免状に「受講済」の知事印を押印しますので講習日に必ず「危険物取扱者免状」を持参してください。
なお、写真書換等免状の書換が必要な方は、2週間程度手続がかかりますので事前に済ませておいてください。
（注）写真書換等の業務の窓口は、一般財団法人消防試験研究センター岡山県支部（TEL 086-227-1530）となっています。
- (2) 遅刻・早退・中途退出した場合は、講習終了とは認められません。
また、講習中の携帯電話等の使用や居眠り等の迷惑行為を行った場合は、講習終了と認められない場合があります。
- (3) 台風等の影響により、講習日程を中止・変更する場合があります。中止・変更の場合は、その旨を当連合会ホームページに掲載します。

8 その他

- (1) 講習会場によっては、駐車場が限られている場合があります。駐車場を利用する場合には、それぞれの案内板に従ってください。
- (2) 各自、筆記用具を用意してください。
- (3) 納付済証シールは、県庁・県民局・地域事務所・保健所（別添チラシ参照）で申請書のバーコードを提示し、手数料を支払うことで入手できます。
- (4) 郵送の場合、申請書が届いたか否かの照会是对応できかねます。（特定記録郵便で郵送されると、お手元に引受記録が残りインターネット上で配達状況を確認できます。）
- (5) 受講申請書受理後は、申請書及び貼付された手数料は理由を問わず返却しません。